

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
第3回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年10月16日（水）午前10時00分～午前11時28分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
議事要旨 本会議は《公開・非公開》 1 金額審議 第2回専門部会における労使双方の提示金額について、更なる歩み寄りを促した結果、 ○労働者側（2回目） 1回目の提示額は妥当な額として、1回目と同じく53円引き上げた1,050円（5.32%）を提示 ○使用者側（2回目） 春闘の結果、物価の上昇、他県の特賃の引上げ状況等を考慮し、50円引き上げた1,047円（5.02%）を提示 ○労働者側（3回目） 今年の香川県の特賃（はん用）の引上げ状況を考慮し、52円引き上げた1,049円（5.22%）を提示 ○使用者側（3回目） 他県の特賃の状況を考慮し、52円引き上げた1,049円（5.22%）を提示となり、金額の合意（時間額1,049円、引上げ額52円、引上げ率5.22%）に至った。 よって、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会长から、愛媛労働局長あて、愛媛県はん用機械、生産用機械、業務用機械製造業最低賃金の改正決定について答申した。 この結果については専門部会報告書を作成し、会長あて報告を行うこととした。 2 その他 事務局から、今後の審議日程について説明を行った。			
以上			